

第1回幌加内町議会臨時会 第1号

令和6年1月18日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - (1) 議長諸報告
 - ①行事関係報告
- 4 議案第1号 幌加内町手数料条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第2号 工事請負契約の締結について
- 6 議案第3号 令和5年度 幌加内町一般会計補正予算(第8号)

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	3番	小関和明君
	1番	中南裕行君		2番	寺崎嘉男君
	4番	中村雅義君		5番	中川秀雄君
	6番	稲見隆浩君		7番	藤井祐君
	8番	蔵前文彦君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町	長	細川雅弘君
副町	長	大野克彦君
教	育	村上雅之君
総務課	長	中河滋登君
産業課	長	清原吉典君
建設課	長	宮田直樹君
住民課	長	山本久稔君
保健福祉課	長	加藤誠一君
地域振興室	長	新江和夫君
教育委員会	次長	内山 渉君

○出席事務局職員

事務局	長	蔵前裕幸君
書	記	

開会 午後3時00分

◎開会の宣告

- 議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。
定足数に達しておりますので、令和6年第1回幌加内町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして3番 小関議員、4番 中村議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、議案第1号 幌加内町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第1号朗読、記載省略）

改正理由を申し上げます。令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、これを5年以内に執行することとされました。このことを受けまして、令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律の規定が施行されまして、次の三つのサービスの提供が始まります。一つ目としまして、今まで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が本籍地以外の市区町村窓口においても交付が可能となります。いわゆる広域交付というものでございます。二つ目としまして、他の行政機関への手続きに添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍の電子証明書、これの提供が可能となることとなります。この提供に際しまして、識別符号電子証明書提供様式別符号と言いますがこれの発行が始まります。三つ目としまして、届出等の書類をスキャンした画像情報、この内容に係る証明書についても交付又は閲覧が可能となります。これら戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に準じまして、この度、幌加内町手数料条例の一部を改正するものでございます。それでは議案の新旧対照表に沿って説明をいたします。1ページ目から説明いたします。ここにはありませんが第2条で徴収すべき事項及び金額、ここで別表に金額を委ねております。今回の改正につきましては、全て別表内のみとなっております。改正条文の朗読は省かさせていただきます。各項の改正内容について説明申し上げます。まず、25項になります。戸籍謄本の広域交付に伴いまして、磁気ディスクをもって調整された戸籍に係る書面、この表記を戸籍証明書に改めまして、広域交付に係る手数料は戸籍謄本と同じ戸籍謄本等の交付手数料と同額の1通につき450円とします。26項の次に27項としまして、戸籍電子証明書提供様式別符号に係る発行手数料を追加します。戸籍に係る発行手数料の額は1件につき400円とします。旧27項につきまして、25項と同様広域交付に伴って、磁気ディスクをもって調整された除籍に係る書面という表記を除籍証明書に改めまして広域交付に係る手数料は除籍謄本等の交付手数料と同額の1通につき750円としまして27項の追加に伴い28項に繰り下げるものでございます。3ページ目になります。28項を29項に繰り下げまして29項の次に30項とします。4ページ目に入ります。除籍電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加するものです。除籍に係る発行手数料の額は1件につき700円とします。5ページ目をお願いします。旧29項に参ります。戸籍の届出の画像を電子化し、届出等情報として作成できることに伴い、証明書の交付が可能なものとしてその証明書の交付に係る手数料の額は届出のその他書類の記載事項証明書等の交付と同額の1通につき350円とします。また、文言の整理を行いまして、27項及び30項の追加に伴い31項に繰り下げます。旧30項につきまして前項と同様で届出等情報の

閲覧が可能なものとしてその閲覧に係る手数料の額は1件につき350円とするもので、前項同様に2項繰り下げて32項といたします。以下31項からそれぞれ2項ずつ繰り下げるものでございます。附則に参ります。6ページ目をお願いいたします。この条例は、令和6年3月1日から施行する。施行日につきましては、冒頭の改正理由で申し上げましたとおり、戸籍法の一部を改正する法律の施行日が令和6年3月1日と全国一律でサービスが開始されるため、幌加内町手数料条例の一部を改正も法改正の施行日に準ずるものでございます。以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、幌加内町手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、議案第2号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第2号朗読、記載省略）

提案理由について申し上げます。道々旭川幌加内線峠の頂上付近に設置してありますテレビ中継所内の放送機の送受信機につきましては、デジタル放送化に伴い、平成20年に整備し15年が経過したところでございます。この放送機の対応年数は15年を目途とされているところで更新時期に差しかかってきております。一方、送受信機の作成には近年の情勢によりまして18ヶ月程度の期間を要するというので、令和5年度から令和7年度までの事業としまして、昨年令和5年9月の第3回議会定例会において継続費の設定を行ったところでございます。この度、工事請負契約を行うものであります。なお、今回の更新工事につきましては、放送機の整備という特殊な技術を要す

るものであることから、既存設備の設置及び日々の保守点検を行い、設備の構造並びに現場の状況に精通した業者であります(株)三新と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によります随意契約による工事請負契約を締結したく提案するものでございます。本契約に先立ちまして、去る1月12日付けで仮契約を締結していることを申し添えます。工期につきましては、継続費設定のとおり3ヶ年の契約としておりますので、令和8年3月31日までとしております。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号、工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（小川雅昭君） 日程第6、議案第3号 令和5年度幌加内町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君） （議案第3号朗読、記載省略）

それでは、今回の提案理由について申し上げます。昨年11月29日に成立した国の補正予算における物価高騰対策に係わる関連経費を追加するものであります。国におきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する対応として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として支援してきたところでありますが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、今回、追加する分から交付金の名称を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とし、新型コロナウイルス感染症との関連要件としないこととなりました。なお、従来の電力・ガス・食料

品等価格高騰重点地方交付金との連続性を考慮し、事業者、事業対象等の制度内容は、特段の変更はないものとなっており、国の方針といたしましては低所得者世帯への支援、一世帯当たり7万円の給付と地方独自の生活者や事業者への支援の二つがメニューとなっております。本町におきましても早急な支援が必要と考え、今回、提案するものであります。

それでは、事項別明細書歳出より説明いたしますので、7ページ、8ページをお願いいたします。2款、総務費8項、物価高騰重点支援対策費、1目、物価高騰重点支援対策費2,140万5,000円の追加です。国の交付金に合わせ科目を新設しております。10節需用費、11節役務費、18節の非課税世帯等支援給付金につきましては、住民税非課税世帯一世帯当たり7万円を給付するための経費であります。10節、コピー用紙等消耗品で1万1,000円。通知等の封筒印刷で1万6,000円。11節、発送郵便料で4万9,000円。給付金振込手数料で1万9,000円。非課税世帯等支援給付金につきましては、7万円で170世帯を予定し1,190万円とするものであります。18節の物価高騰対策介護保育サービス継続支援補助金30万円につきましては、燃料や物価高騰により影響を受けている地域密着型介護老人福祉施設へ助成するものであります。次の物価高騰対応重点支援経済対策補助金350万円につきましては、JAきたそらちからも要請がありましたが、飼料高騰等で影響の大きい畜産経営支援として元牛・生乳・初成牛の販売手数料の一部を補助するものであります。次の価格高騰緊急支援給付金387万5,000円につきましては、子育て世帯への支援とし、高校生以下の家庭に対し、子ども一人当たり2万5,000円を給付するものでありまして、155人を予定しているところであります。27節、簡易水道事業特別会計操出金76万2,000円。下水道事業特別会計操出金97万3,000円につきましては、簡易下水道事業において電気料高騰対策として令和2年度との差額分が交付の対象となることから、この目へ繰り替え手当てするものであります。3款1項1目、社会福祉総務費19万2,000円の追加です。18節、老人家庭等福祉灯油代助成金につきましては、一世帯当たり12月補正も含め1万2,000円の給付を計上しておりましたが、今回、更に物価高騰対策として、3,000円を追加するものであります。現予算との不足分19万2,000円を増額するものであります。8款5項1目、簡易水道費76万2,000円の減額。6項1目、下水道費97万3,000円の減額。共に物価高騰重点支援対策費へ振り替えたため減額するものであります。簡易水道下水道事業会計につきましては、繰入金総額に変更が生じないため補正計上はしておりません。

次に歳入について説明いたします。5ページ、6ページをお願いいたします。9款1項1目、地方交付税81万2,000円の減額です。収支の調整をここで行っております。13款2項5目、総務費国庫補助金2,042万4,000円の追加です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、低所得者世帯給付支援分で1,020万8,000円。その他分で1,021万6,000円となっております。14款2項1目、民生費道補助金25万円の追加です。地域づくり総合交付金につきましては、老人家庭等福祉灯油代助成金において道の交付金も対象となっておりますが、基準額の引上げにより今回追加するものであります。

次に3ページ、4ページをお願いいたします。事項別明細書総括であります。歳入歳出共に1,986万2,000円を追加し、総額46億2,398万8,000円とするものです。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

本件につきましては、補正項目が少ないので歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。
質疑ありませんか。

○5番（中川秀雄君） 5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 8ページ上段の18節の負担金補助金交付金の中で、非課税世帯等支援給付金というのがありますけれども、当然この支給対象には生活保護者世帯も含んでいると思いますが、生活保護者世帯の場合はこの給付金だとか臨時の収入については、臨時の収入とみなされて保護費と相殺されると結果的に手元に何も残らないという場合があったのですが、今回の場合は生活保護世帯については、この7万円の支給はどうなっているのでしょうか。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） お答えします。生活保護世帯の支給額から差引かれることはありません。以上です。

○議長（小川雅昭君） よろしいですか。

○5番（中川秀雄君） はい。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、令和5年度幌加内町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。
この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全出席議員 起立）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本臨時会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして、本日で閉会をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小川雅昭君） これで本日の議事を閉じます。

令和6年 第1回幌加内町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後3時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年1月18日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員